

所管部課		市民環境部 産業振興課		部長		木村 西		
件 名		東大和市特例小口零細企業資金融資要綱の一部を改正する訓令について		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則							
	部課機関							
1. 要 旨 令和6年9月2日付で、産業競争力強化法の一部を改正する法律が施行された。 このことに伴い、創業者の定義に係る条項番号にずれが発生したため、当該要綱でこれを引用する条項番号について修正を行うものである。 (1) 主な改正点 第2条第6号中「第2条第29項第1号」を「第2条第31項第1号」に改める。 (2) 施行日 市長決裁日から施行する。								
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 令和6年 9月 2日 産業競争力強化法の一部を改正する法律の施行 令和6年10月 9日 総務課において審査済み								
3. 留意事項 (問題点等)								
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。